

(別紙)

## 平成26年 第4回豊見城市議会定例会(追加議案)について(審議事項)

No.	議案 No.	案 件 等	内 容 等
1, 議案		計:7件	
1	議案第 55 号	あらたに生じた土地の確認について	本市の区域内にあらたな土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。
2	議案第 56 号	字の区域の変更について	本市の区域内にあらたな土地が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものです。
3	議案第 57 号	豊崎総合公園市民体育館備品購入(体育器具)の物品売買契約について	豊崎総合公園市民体育館の備品(体育器具)を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
4	議案第 58 号	豊崎総合公園市民体育館備品購入(移動観覧席)の物品売買契約について	豊崎総合公園市民体育館の備品(移動観覧席)を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
5	議案第 59 号	豊崎総合公園市民体育館備品購入(事務用備品等)の物品売買契約について	豊崎総合公園市民体育館の備品(事務用備品等)を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
6	議案第 60 号	財産の購入について (高規格救急自動車)	高規格救急自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
7	議案第 61 号	財産の購入について (大型水槽車)	大型水槽車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
2, 認定		計:7件	
1	認定第 1 号	平成25年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
2	認定第 2 号	平成25年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
3	認定第 3 号	平成25年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
4	認定第 4 号	平成25年度豊見城市下水道事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
5	認定第 5 号	平成25年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
6	認定第 6 号	平成25年度豊見城市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
7	認定第 7 号	平成25年度豊見城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見書に平成25年度主要施策の成果に関する報告書を付けて、議会の認定に付すための提案です。
3, 報告		計:2件	
1	報告第 17 号	専決処分の報告について((仮称)上田分離園舎新築工事(建築)請負変更契約)	平成25年第5回豊見城市議会定例会で議決された工事請負契約について、数量等の変更が生じ、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。
2	報告第 18 号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の「健全化判断比率」及び同法第22条第2項の「資金不足比率」について、同法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告するものです。